

多気町長 様

住所  
氏名

印

(法人にあつては、名称、代表者の役職・氏名)  
(代表者の自筆による署名があれば、押印省略可)

## 太陽光発電施設廃止届出書

|   |               |      |       |
|---|---------------|------|-------|
| 1 | 発電施設設置場所      |      |       |
| 2 | 発電施設の出力 (kW)  |      |       |
|   | 発電施設の敷地面積 (㎡) |      |       |
| 3 | 発電事業者         | 事業者名 |       |
|   |               | 住 所  |       |
|   |               | 電話番号 |       |
| 4 | 土地所有者         | 住 所  |       |
|   |               | 氏 名  |       |
| 5 | 廃止年月日         |      | 年 月 日 |
| 6 | 撤去完了 (予定) 日   |      | 年 月 日 |

## 撤去・廃棄等に関するガイドライン、法律

## ① 太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン

太陽光発電設備の所有者、使用済太陽光発電設備の撤去事業者・排出事業者、リユース関連事業者、リサイクル・処分業者等の関係者が設備の撤去・運搬・処分を行おうとする際の関係者の役割・留意事項を整理したもので、これに従ってリユースやリサイクル、適正処分等を行う必要があります。

## ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律※

使用済太陽光発電設備が産業廃棄物となる場合には、自らあるいは適正な業者での処理やその際の適正な費用負担を行うこと等、排出者としての責任を果たすことが廃棄物の処理及び清掃に関する法律において義務付けられています。

## ③ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律※

特定建設資材（コンクリート（太陽電池モジュールの基礎、プレキャスト板等を含む。）、アスファルト・コンクリート、木材）を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工事（対象建設工事）について、発注者及び建設業者に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付けられています。

※ 出典『太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）』

平成 30 年改訂 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室